

## 第13. 各種取締・規制について

### (1) 内水面及び河口付近におけるさけ・ます等の採捕の禁止

#### <<内水面におけるさけ・ますの採捕禁止>>

内水面においては、水産資源保護法第25条の規定により「さけ」の採捕が禁止されています。

また、「ます」(さくらます、からふとます、べにます、ぎんます及びますのすけをいう。)については、北海道内水面漁業調整規則第45条の規定により同じく採捕が禁止されています。

#### <<河口付近におけるさけ・ますの採捕禁止>>

当管内の河川の河口付近においては、「さけ」及び「ます」の採捕の禁止区域、禁止期間を次の表のとおり定めています。(北海道海面漁業調整規則第42条)

また、各種漁業(小型定置漁業、底建網漁業、固定式刺し網漁業、流し網漁業、地びき網漁業及び船びき網漁業)については同表の区域、期間における操業を禁止しています。(同規則第42条の2)

#### 【禁止区域及び禁止期間】

(令和2年3月末現在)

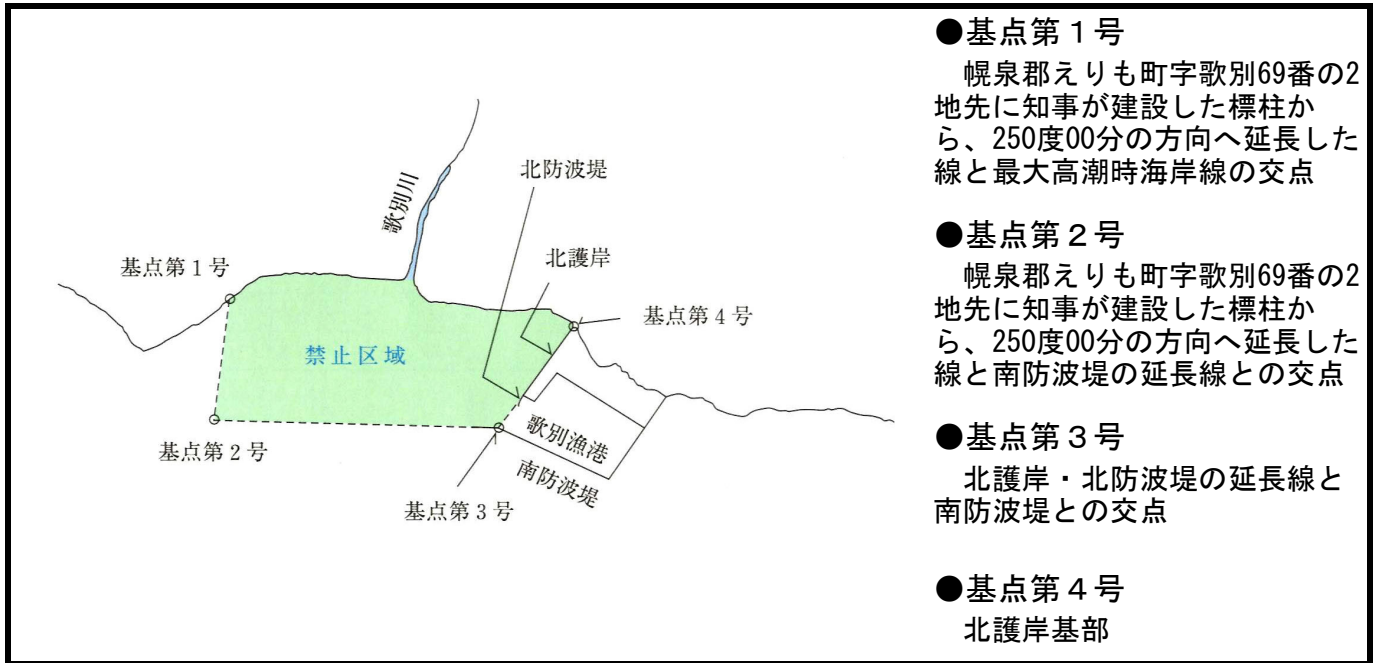
町名	河川名	禁止期間	区域 ※1		備考
			左・右岸(m)	沖合(m)	
日高町	沙流川	5/1~11/30	1,000	1,000	
新冠町	新冠川	9/1~11/30	700	700	
新ひだか町	静内川	5/1~11/30	1,000	1,000	
	三石川	5/1~6/30及び9/1~11/30	500	500	
浦河町	日高幌別川	5/1~11/30	1,000	1,000	
様似町	ニカベツ川	5/1~8/31	300	500	
えりも町	歌別川	5/1~11/30	次頁図のとおり		
	猿留川	5/1~11/30	300	300	

※1 左右岸の規制区域は標柱などで示されております。沖合距離は最大高潮時海岸線からの距離です。

(左岸とは河口から海に向かって左側の海岸です。)

この表で示している左右岸の距離は、一応の目安としてください。

## 【歌別川さけ・ます採捕禁止区域図】



### ＜＜やまべ禁漁について＞＞

5月1日から6月30日までの期間は、日高振興局管内すべての河川でやまべの採捕が禁止されています。

### 注 意

カギ（俗称「ひっかけ」）により、水産生物を採捕することは、北海道海面漁業調整規則・北海道内水面漁業調整規則で禁止されています。

違反した場合は同規則により罰せられますので注意して下さい。

※ ひっかけとは、針の形状に係わらず行為者が能動的に生物に漁具をひっかけて採捕する行為をいいます。

## (2) 保護水面

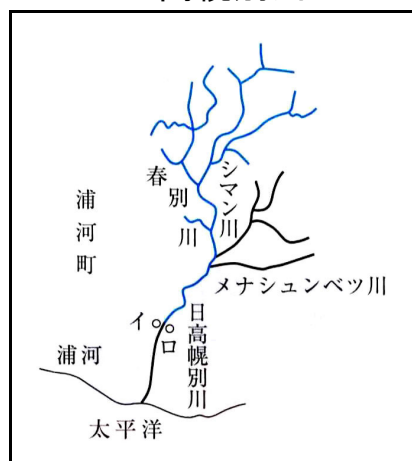
当管内では、水産資源の保護培養のため水産資源保護法第15条の規定により3河川が保護水面に指定されています。

保護水面においては、すべての水産動物の採捕が禁止されています。

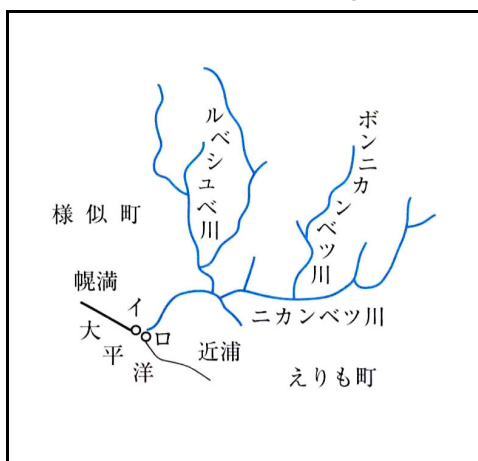
### 【保護水面指定状況】

河川名	区 域	禁止期間	保護動物	根拠法令
日高幌別川	幌別川本流西舎橋から上流春別川・シマン川・メナシュベツ川合流点間の本流と、春別川本支流	周年	水産動物	水産資源保護法 第15条
ニカンベツ川	ニカンベツ川本支流			
歌別川	歌別川本支流			

日高幌別川



ニカンベツ川



歌別川

